

第6回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

●事業報告

「株式の状況」

「新株予約権等の状況」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第6期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

株式会社フツパー

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,040,000株
- (3) 株主数 3,814名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
大西洋	2,286,200株	22.77%
黒瀬康太	761,100	7.58
A N R I 4号投資事業有限責任組合	695,500	6.93
弓場一輝	536,200	5.34
株式会社SBI証券	369,000	3.68
フツパー従業員持株会	354,500	3.53
楽天証券株式会社共有口	272,800	2.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	219,400	2.19
濱田英之	180,000	1.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	171,900	1.71

(注) 自己株式は保有していません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2022年3月30日	2023年3月30日
新 株 予 約 権 の 数		90個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 45,000株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 45,000円 (1株当たり 90円)	新株予約権1個当たり 90,000円 (1株当たり 180円)
権 利 行 使 期 間		2022年3月31日から 2032年3月30日まで	2023年3月31日から 2033年3月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 45,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2024年3月29日	2025年1月30日
新 株 予 約 権 の 数		15個	15個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,500株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 7,500株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 120,000円 (1株当たり 240円)	新株予約権1個当たり 170,000円 (1株当たり 340円)
権 利 行 使 期 間		2026年3月30日から 2039年3月29日まで	2027年1月31日から 2040年1月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取 締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下記載のとおりです。

- (1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について別途定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2)本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3)権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4)上記(3)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた場合には、買収決議等が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発

生日の前日までの間に限る。)は、本新株予約権を行使することができるものとする。

「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

- ①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- ②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
- ⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
- ⑥当社を対象とする株式交付が行われることにより、当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が取得すること。

2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は株式分割後の株式数及び金額を記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2025年1月30日
新 株 予 約 権 の 数		540個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 270,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 170,000円 (1株当たり 340円)
権 利 行 使 期 間		2027年1月31日から 2040年1月30日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
使用人等への 交 付 状 況	当社使用人	新株予約権の数 540個 目的となる株式数 270,000株 交付対象者数 58名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下記載のとおりです。

- (1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について別途定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2)本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (3)権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (4)上記(3)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた場合には、買収決議等が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。
「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。
 - ①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用

- 語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。
- ②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
 - ⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
 - ⑥当社を対象とする株式交付が行われることにより、当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が取得すること。
2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「使用人等への交付状況」は株式分割後の株式数及び金額を記載しております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための企業行動規範を定める。
2. コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
3. 内部監査担当者は管理本部と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、代表取締役社長に報告するものとする。
4. 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程にしたがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査等委員が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
2. 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスクの未然防止、極小化のために組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、当社のリスクを網羅、総括的管理を行う。
2. 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
2. 職務分掌規程、職務権限規程等を制定し、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
3. その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

4. 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。

⑤当社における業務の適正を確保するための体制

1. 当社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制を全社に適用するものとする。
2. 内部監査担当者は定期的に当社の内部監査を実施し、当社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役社長に報告するものとする。

⑥監査等委員がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性に関する事項

1. 監査等委員が十全の監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
2. この補助使用人の異動には監査等委員の同意を必要とし、またその人事評価は監査等委員が行う。
3. 監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、内部監査担当者等の指揮命令を受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

1. 当社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員に対して報告を行う。
 - ①会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ②会社の業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ③その他当社企業行動規範、規程、法令への違反で重大なもの
2. 監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障する。
3. 内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

⑧その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査の実施にあたり監査等委員が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
2. 常勤監査等委員と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑨監査等委員の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
2. その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社企業行動規範において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない」旨を規定し、全取締役・使用人へ周知徹底するものとする。
2. 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置、報告・届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における運用状況は、以下のとおりであります。

①内部統制

内部統制システム全般において、当社の内部監査担当が整備及び運用状況をモニタリングし、必要に応じて改善しております。

②コンプライアンス

役員及び従業員に対し必要なコンプライアンス研修を行い、法令及び定款並びに諸規程を遵守するための取り組みを実施しております。また、当社は相談・通報が可能な内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

③リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会において、全出席者が、各部室からの報告内容について確認

し、リスク管理の徹底に努めております。

④内部監査

内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 1月 1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	269,718	170,718	440,436	△226,696	△226,696	313,739	313,739
当期変動額								
新株の発行	726,150	726,150		726,150			1,452,300	1,452,300
当期純利益					304,479	304,479	304,479	304,479
当期変動額合計	726,150	726,150	－	726,150	304,479	304,479	1,756,779	1,756,779
当期末残高	826,150	995,868	170,718	1,166,586	77,783	77,783	2,070,519	2,070,519

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金を設定しておりません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 画像認識AIサービス

ハードウェアの設計・調達・設置及び、買切型でのAIモデル構築又はサブスクリプションによるAI構築支援並びに外観検査管理アプリケーションのライセンス利用許諾を提供しております。ハードウェアの設計・調達・設置については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、買切型でのAIモデル構築については、納期までに時間を要することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、原価回収基準により収益を一定の期間にわたり計上しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。サブスクリプションによるAI構築及び外観検査管理アプリケーションの提供については契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであることから、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

② 分析AIサービス

顧客の保有する画像データ等のビッグデータをもとに、分析レポートの提供、分析AIの開発及び開発したAIの保守運用を提供しております。分析レポートの提供については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、分析AIの開発については、納期までに時間を要することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、原価回収基準により収益を一定の期間にわたり計上しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。開発したAIの保守運用については契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであることから時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

③ その他AIサービス

ハードウェアの調達・設置及び、買切型でのAIモデル構築、アプリケーションのライセンス利用許諾を提供しております。ハードウェアの調達・設置及び買切型でのAIモデル構築については顧客が検収した時点で収益を認識しております。サブスクリプションによるアプリケーションの提供については契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであることから、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 13,262千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、業界環境や収益動向等を考慮の上で設定した事業計画をその主要な仮定としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,442千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	80,000千円
借入実行残高	—
差引額	80,000

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	10,000株	10,030,000株	－株	10,040,000株
A種優先株式	3,333株	－株	3,333株	－株
A2種優先株式	3,316株	－株	3,316株	－株
B種優先株式	－株	931株	931株	－株
合計	16,649株	10,030,931株	7,580株	10,040,000株

(変動事由の概要)

- ①2025年3月7日を払込期日とする第三者割当増資により、B種優先株式が931株増加しております。
- ②2025年8月13日開催の取締役会において、A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月28日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。これにより、普通株式が7,580株増加しました。また、2025年9月30日付ですべてのA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。
- ③2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより、普通株式が8,772,420株増加しております。
- ④2025年12月23日を払込期日とする公募増資により、普通株式が1,250,000株増加しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 572,500株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすること等により、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	58,000	56,325	△1,674
負債計	58,000	56,325	△1,674

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,895,006	—	—	—
売掛金	364,013	—	—	—
合計	2,259,020	—	—	—

(注) 2. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,020	19,440	19,440	8,100	—	—
合計	11,020	19,440	19,440	8,100	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

2. 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	56,325	—	56,325
負債計	—	56,325	—	56,325

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	14,506千円
未払事業税等	7,997千円
資産除去債務	3,253千円
その他	1,787千円
繰延税金資産小計	27,544千円
評価性引当額	△14,281千円
繰延税金資産合計	13,262千円
繰延税金資産の純額	13,262千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
住民税均等割	0.98%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.01%
評価性引当額の増減	△6.35%
税額控除	△4.16%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.07%

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、製造業向けAIサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

	画像認識 AIサービス	分析AIサービス	その他 AIサービス	合計
顧客との契約から生じた収益	911,628	307,973	36,901	1,256,503
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	911,628	307,973	36,901	1,256,503

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	103,411
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	364,013
契約負債 (期首残高)	4,844
契約負債 (期末残高)	15,256

契約負債は、主に将来の履行義務に係る対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、前受金の受取りにより増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,841千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	7,210
1年超2年以内	1,319
2年超3年以内	1,319
3年超	5,406
合計	15,256

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 206円23銭
(2) 1株当たりの当期純利益 34円85銭

当社は、2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。